

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱</p> <p>(検査の命令及び委任) 第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、出納局工事検査課の工事検査監、工事検査員若しくは専門員又は地域県民センターの工事検査幹、工事検査員若しくは専門員に検査を命ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第3号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成3年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱</p> <p>(検査の命令及び委任) 第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、出納局工事検査課の工事検査監若しくは工事検査員、又は地域県民センターの工事検査幹若しくは工事検査員に検査を命ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第3号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p>